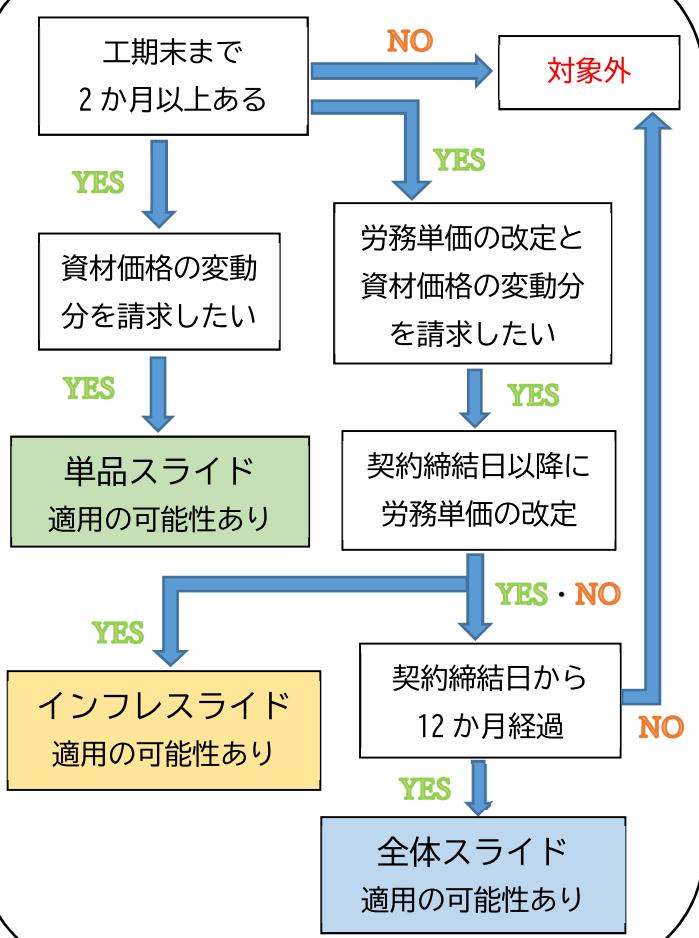


スライドの概要とスライド額の算出方法について

スライドの分類



インフレスライド（第25条第6項）

対象（A）	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・基準日（※1）以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する日

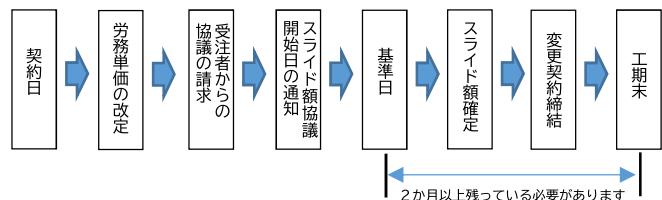
スライド額（変更額）

$$= A \text{の変動額} - A \text{の契約日時点の工事金額} \times 1\% \quad (\text{※3})$$

※2 変動額：基準日時点の工事金額 - 契約日時点の工事金額

※3 工事金額：市積算による工事価格 × 落札率

手続きの流れ



- ・協議の請求は香川県労務単価の改定の日以降に行なうことができます。
- ・全品スライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・インフレスライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

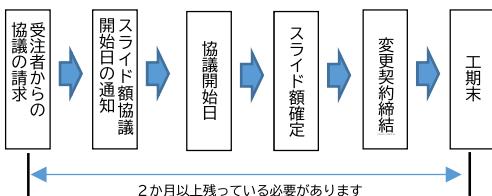
単品スライド（第25条第5項）

対象（A）	対象（B）
変動額が対象工事費の1%を超える工事材料（対象工事費-請求代金額-B）	<ul style="list-style-type: none"> ・部分払完了部分（※1） ・部分引渡し完了部分

※1 基準日：部分払検査請求時に単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができます。

$$\text{スライド額（変更額）} = A \text{の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

手続きの流れ



- ・工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。
- ・その他材料の分類については発注機関に相談してください。
- ・対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類（納品書、請求書など）を提出する必要があります。

全体スライド（第25条第1項～第4項）

対象（A）	対象外
<ul style="list-style-type: none"> ・基準日（※1）以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点で施工済み部分 ・基準日時点で現場搬入済み工事材料

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とし、出来高を確認する

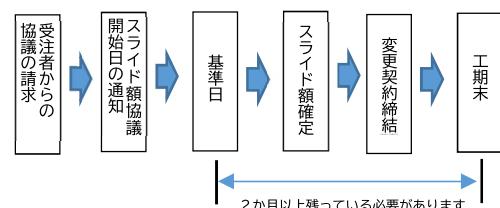
スライド額（変更額）

$$= A \text{の変動額} - A \text{の契約日時点の工事金額} \times 1.5\% \quad (\text{※2})$$

※2 変動額：基準日時点の工事金額 - 契約日時点の工事金額

※3 工事金額：市積算による工事価格 × 落札率

手続きの流れ



- ・インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・全体スライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。